大阪府介護サービス情報についての調査の実施に係る指針

　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の２の指針を次のように定め、令和元年６月17日から施行する。

１　調査を実施する場合及び調査項目

　⑴　報告内容に虚偽が疑われる場合

　　　疑いのある項目を中心に調査する。状況に応じ、介護保険法（平成９年法律第123号）に基

　　づく実地指導又は監査と連携して調査する。

⑵　事業者自ら調査を希望する場合

　　　介護保険法施行規則別表第２に掲げる項目（運営情報）を調査する。

２　調査を実施しない場合

　　一の事業所において別表の区分の番号を同じくする複数の介護サービスを提供している場合に

　あっては、それらの介護サービスのうち一サービスのみ調査し、その余の介護サービスは調査し

　ない。

３　その他

　　この指針に定めのない事項については、必要の都度定める。

【別表】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 介護サービス |
| １ | 訪問介護  夜間対応型訪問介護  定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ２ | 訪問入浴介護（予防を含む） |
| ３ | 訪問看護（予防を含む）  指定療養通所介護 |
| ４ | 訪問リハビリテーション（予防を含む） |
| ５ | 通所介護  地域密着型通所介護  認知症対応型通所介護（予防を含む）  指定療養通所介護 |
| ６ | 通所リハビリテーション（予防を含む）  指定療養通所介護 |
| ７ | 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）  特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）  地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） |
| ８ | 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）  特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）  地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） |
| ９ | 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）  特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）  地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）） |
| 10 | 福祉用具貸与（予防を含む）  特定福祉用具販売（予防を含む） |
| 11 | 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）  看護小規模多機能型居宅介護 |
| 12 | 認知症対応型共同生活介護（予防を含む） |
| 13 | 居宅介護支援 |
| 14 | 介護老人福祉施設  短期入所生活介護（予防を含む）  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 15 | 介護老人保健施設  短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む） |
| 16 | 介護医療院  短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む） |
| 17 | 介護療養型医療施設  短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む） |